

役員等報酬規程

社会福祉法人 佐賀中部会

社会福祉法人佐賀中部会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀中部会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対する報酬等の総額については、評議員においては定款第9条、役員においては第24条の規定の範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の報酬の総額の範囲は次の各号のうち最も少ない額とする。

- (1) 定款第24条に定める役員の報酬の総額
- (2) 前年度決算における計算書類のうち法人単位事業活動計算書の経常増減差額
- (3) 前年度決算における法人単位資金収支計算書の当期資金収支差額合計

3 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人職員の旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 県外居住の役員等が業務のため高速道路・有料道路等を使用したときは、その料金の実費を弁償する。ただし、理事長報酬を受給する場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、役員の報酬の総額が前条第2項第2号または第3号の額となる場合には、理事長報酬の額を減額するものとし、支給する額は決算にかかる理事会で提案し、定時評議員会において承認を得るものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事長においては毎月1回職員の給与支給日に支給し、その他の役員等においては、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を

行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。(平成29年6月12日 定時評議員会議決)

この規程は、2018(平成30)年 2月 1日一部改正(平成30年1月24日 臨時評議員会議決)

この規程は、2022(令和4)年 4月 1日一部改正(令和4年2月7日 臨時評議員会議決)

別表第1（役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円

(2) 理事

理事長	理事長報酬	月額	500,000円
その他の理事	理事会等会議への出席	日額	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円

(3) 監事

監事監査等への出席	日額	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円